



平成 24 年 2 月 10 日

各 位

東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
(コード番号:3772 東証マザーズ)
(URL <http://www.dreamvisor.com/>)
代表者 代表取締役社長 奥 山 泰
問合せ先 アドバイザー/部長 柴崎 慶一郎
電 話 番 号 03-6212-5270

あかつきフィナンシャルグループ株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明
及び資本提携に関する基本合意書締結のお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（以下「公開買付者」）による当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）に関して、賛同の意見を表明すること、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様判断を委ねること、並びに、本公開買付けに当社が所有する自己株式の全部に応募する形で第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」）を行うことを決議いたしました。また、併せて、公開買付者との間で資本提携に関する基本合意書（以下「基本合意書」）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）マザーズ市場に上場されておりますが、本公開買付け後も、引き続き上場を維持する方針であります。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目 16 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 工藤 英人
(4) 事 業 内 容	証券業を営む子会社等からなるグループ戦略の立案やグループ機能の管理等を行う持株会社
(5) 資 本 金	2,790 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 9 月 14 日
(7) 大株主及び持株比率	トランスパシフィック・アドバイザーズ(株) 31.84% (平成 23 年 9 月 30 日現在)
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

<p>関連当事者への 該当状況</p>	<p>公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</p>
-------------------------	--

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 24 年 2 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けについて慎重に検討を行った結果、下記(2)記載の理由から、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うこと、及び、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねること、並びに、当社の所有する自己株式 813 株（普通株式の発行済株式総数（9,745 株）に占める割合（以下「所有割合」）にして 8.34%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様。））について本公開買付けに応募することを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

公開買付者によれば、平成 24 年 2 月 10 日開催の取締役会において、当社を持分法適用会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議しました。

当社は、本日付で締結した基本合意書において、当社が所有する自己株式 813 株（所有割合 8.34%）について、本公開買付けに応募することを合意しています。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、当社の筆頭株主である当社代表取締役会長川崎潮氏（以下「川崎氏」）と協議を重ねた結果、川崎氏との間で、平成 24 年 2 月 10 日付で「公開買付け応募契約書」（以下「本公開買付け応募契約」）を締結し、川崎氏が実質的に所有する全ての当社普通株式 2,406 株（所有割合 24.69%）について本公開買付けに応募することで合意したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限が設定されております。

買付予定数の下限は、川崎氏及び当社が所有する当社普通株式の数と同数である 3,219 株（買付等を行った後における所有割合 33.03%）であり、応募株券等の総数が買付予定数の下限である 3,219 株に満たないときは、応募株券等の全部の買付けは行われません。

また、公開買付者及び当社は、本公開買付け後も当社普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限は 4,000 株（買付等を行った後における所有割合 41.05%）に設定されており、上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済が行われます。あん分比例の方式により買付けが行われると、応募された各株主様の応募株券等の数に、応募株券等の総数のうちに占める買付予定数（上限である 4,000 株）の割合を乗じて得た数（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは当該端数を四捨五入する方法。）が実際に買付けされる各株主様の株券等の数となります。この計算の結果、買付けされる株券等の数が 1 株に満たない場合は、買付けされない可能性があります。

②本公開買付けに賛同の意見表明を決定するに至った背景及び理由

当社グループは、平成 11 年 12 月に旧ドリームバイザー・ドット・コム株式会社として設立以来、「金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業」において高成長を遂げ、平成 17 年 6 月に東京証券取引所マザーズ市場に上場するに至りました。昨今の金融市場の急激な悪化に伴い、厳しい事業環境にありますが、当社グループのビジネス・リソースである業界紙の強みである取材力、編集・制作ノウハウと各方面へのアクセス、投資支援アプリケーションの開発・提供において蓄積してきたノウハウ、記事・ニュース、書籍・刊行物、ウェブコンテンツなどの豊富なコンテンツを活用し、上場会社の IR 講演会の受託開催などの IR 事業やリサーチ事業の試行等、既存事業を補完する収益モデルを確立すべく、営業活動を推進しております。

公開買付者であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社は、証券事業を中核とする持株会社であ

り、グループの再構築を経て、独立した経営体制を確立するとともに、中核事業を担うあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」）の完全子会社化を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築しております。同社グループは、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。

中核事業を担うあかつき証券におきましても、平成 20 年 6 月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有する対面営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。また、公開買付者には、中核会社であるあかつき証券の対面営業の更なる強化策として投資関連の情報の充実に取り組んでいます。このような背景から、公開買付者から当社に対し、相互に強固な関係を築き、両社の更なる企業価値の向上を図ることを目的として、基本合意書並びに本公開買付けが提案されました。

当社において、基本合意書並びに本公開買付けについて慎重に検討を行った結果、公開買付者が当社グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、同社グループが当社グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券の顧客への情報提供のツールとして活用されることが見込まれること、同社グループを通じて当社グループのサービスのエンドユーザーの投資情報ニーズを得られることが見込まれること、更に、同社グループでは顧客への投資情報の充実のためリサーチ部門の強化が検討されており、当社グループが既存事業を補完する収益モデルを確立すべく取り組んでいるリサーチ事業の試行についてもシナジー効果が見込まれることを、総合的に勘案し、基本合意書の締結並びに本公開買付けが、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であるとの結論に至りました。

そして、当社は、平成 24 年 2 月 10 日の取締役会において、基本合意書を締結すること及び本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付け価格については、公開買付者、川崎氏、当社が協議を行い、決定されたものであり、当社株式価値の算定結果に照らし合わせても妥当なものと考えておりますが、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社普通株式の上場を維持していく方針であることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねることといたしました。

③資本提携に関する基本合意書の概要及び本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者と当社は、本公開買付け成立後に基本合意書に基づき、両社の業務提携や当社グループの経費削減計画の実施を行う予定ですが、その詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

基本合意書において、公開買付者と当社は、当社が、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること（注 1）、及び当社の所有する自己株式 813 株（所有割合 8.34%）について本公開買付けに応募することのほか、大要(i)本公開買付け成立後、当社は公開買付者が指名する取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(ii)本公開買付け成立後、当社は公開買付者が指名する代表取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(iii)当社は当社の従業員の雇用継続につき合理的な努力を行うこと、(iv)本公開買付け成立後に開催される当社取締役会において、当社グループの経費削減計画を決議すること、(v)本公開買付け成立後に開催される当社取締役会において、公開買付者との業務提携契約の締結を決議すること（注 2）、(vi)当社は従前と実質的に同様である通常の営業の範囲内でのみその事業を遂行し、公開買付者の事前の書面による同意なくして、一定の行為（株式等の発行、剰余金の分配、組織変更、定款変更、資金の借入れ等）は行わないこと等につき合意しております。

（注 1） 当社の本公開買付けに対する賛同意見表明義務は、(i) 公開買付者の基本合意書上の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、(ii) 公開買付者が当該賛同意見表明前に履行すべき基本合意書上の義務を履行していること、及び(iii)本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

なお、基本合意書においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)基本合意書の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされており

ます。また、基本合意書においては、公開買付者は、(i) 決済日までの間に公開買付者の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii) 基本合意書の義務違反又は表明保証違反による補償義務、(iii) 守秘義務、及び(iv) 開示及び公表の事前協議及び合意義務を負っています。

(注2) 業務提携契約の内容の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

本公開買付け成立後の経営体制については、基本合意書に基づき、本公開買付け成立後に招集する株主総会に公開買付者が指名する取締役候補者の選任を付議し、当該株主総会の終了をもって公開買付者が指名する代表取締役を選任するための手続きを行う予定であります。公開買付者は、当社のメディアとしての独立性を尊重しており、基本的に現状の当社の経営体制を維持する方針であります。

また、川崎氏は、本公開買付け応募契約において、本公開買付け成立後に上記の株主総会終結時をもって当社の代表取締役及び取締役を退任することについて合意しておりますが、退任までの期間は当社の代表取締役会長として当社グループが新体制に円滑に移行できるよう尽力していく予定であります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場の上場を維持されることを前提として、買付予定数に 4,000 株の上限を設定し、本公開買付けを実施するものであります。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 公開買付者による公開買付価格の検討

公開買付者によれば、公開買付者は、買付価格の決定にあたり、公開買付者の第三者算定機関である横山公認会計士事務所に対し、買付価格の決定の参考資料として当社の株式価値算定を依頼したとのことです。

横山公認会計士事務所は、公開買付者からの依頼に基づき、公開買付者が提供した当社の業績の内容等により、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による算定を行い、公開買付者に平成 24 年 2 月 7 日に株式価値算定書を提出したとのことです。公開買付者は横山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

それぞれの手法に基づいて算定された当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価平均法：21,300 円から 33,407 円

類似会社比較法：22,040 円から 35,632 円

DCF法：34,868 円から 44,830 円

公開買付者は、横山公認会計士事務所から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、当社に対するデュー・デリジェンスの結果、当社普通株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討を行った上で、当社及び本公開買付け応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉を行い、最終的に買付価格を普通株式 1 株当たり 36,000 円と決定したとのことです。

② 当社による公開買付価格の検討

当社は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、中山公認会計士事務所を独立した第三者算定機関に選定し、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。当社は、中山公認会計士事務所が当社及び公開買付者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないも

のと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定いたしました。当社は、中山公認会計士事務所から買付価格の公平性に関する評価（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。

中山公認会計士事務所は、当社の依頼に基づき、当社が提供した当社の業績の内容等により、市場株価平均法および純資産価額法による算定を行いました。当社が中山公認会計士事務所から取得した平成24年2月9日付の「株式価値評価算定書」によると、それぞれの手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価平均法：21,975円～34,950円

純資産価額法：35,160円

市場株価平均法では、平成24年2月9日を算定基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における算定基準日終値34,950円、算定基準日から遡る過去1ヶ月間（平成24年1月10日～平成24年2月9日）の終値平均24,804円、同3ヶ月間（平成23年11月10日～平成24年2月9日）の終値平均21,975円、同6ヶ月間（平成23年8月10日～平成24年2月9日）の終値平均26,144円を基に、普通株式1株あたりの価値の範囲を21,975円～34,950円と分析しております。

純資産価額法では、当社の平成23年12月31日現在の簿価純資産価額を基に、普通株式1株あたりの価値を35,160円と分析しております。

当社は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討した結果、買付価格が純資産価額法における普通株式1株あたりの価値を上回り、かつ、市場株価平均法における普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていることから、買付価格は妥当であると判断いたしました。

③利害関係を有しない者による意見の入手

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の社外取締役である山中一弘氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる当社企業価値の向上の有無）、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか、(d)本公開買付け後に公開買付者が新たに当社の支配株主が存在することになる可能性と当社の独立性、について諮問いたしました。

山中一弘氏は、上記諮問事項について当社から本公開買付けに係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年2月9日に当社に対し、(a)本公開買付けは当社の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、(d)本公開買付けの買付数量が上限で決定した場合には公開買付者の所有割合が41.05%となり、新たに支配株主が存在することになる可能性があるものの、公開買付者が当社グループのメディアとしての独立性を尊重しており、相互に企業価値を高めていくことを提案していることから、当社の事業運営の独立性を損なうものではない、とする意見書を提出いたしました。

④利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成24年2月10日開催の取締役会において、基本合意書及び本公開買付けについて慎重に協議、検討した結果、取締役4名のうち川崎氏を除く上記取締役会の決議に参加した取締役3名の全員一致で、基本合意書を締結すること、並びに本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねることを決議いたしました。なお、当社の取締役のうち、川崎氏は、公開買付者との間で、当社が本公開買付けに賛同の意見表明を行い、本公開買付けが撤回されていないこと等を条件として、本公開買付けに当社株式2,406株を応募する旨の合意を行っているとのことであり、上記各議案について当社と利益が相反するおそれがあることから、上記各議案の審議及び決議には参加しておりません。

また、当社の監査役3名（内、2名が社外監査役）全員が、上記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

3. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、基本合意書において、当社が所有する自己株式 813 株について、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、川崎氏との間で、平成 23 年 2 月 10 日付で公開買付け応募契約書を締結し、川崎氏が実質的に所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意を行っているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

当社は、本公開買付けの実施により、公開買付者との間で強固な協力関係を築き、シナジー効果を発揮していくことにより、収益機会の拡大が見込まれ、当期（平成 24 年 6 月期）以降の事業の進捗に寄与するものと考えております。

本公開買付けが成立した後の当社の業績予想につきましては、本公開買付けが成立した後に公開買付者との間で業務提携について検討していく過程で変更が生じる可能性があります。現時点においては、平成 23 年 8 月 12 日付けで公表しております平成 24 年 6 月期の業績予想の修正は行っておりません。

以 上

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 工 藤 英 人
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

あかつきフィナンシャルグループ株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 24 年 2 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社（コード番号：3772 東証マザーズ、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している対象者の発行済株式のうち、対象者の創業者及び筆頭株主であり、かつ対象者の代表取締役会長である川崎潮氏（以下「川崎氏」といいます。）が所有する対象者普通株式（平成24年2月10日現在の所有株式数2,406株、対象者が平成24年2月10日に提出した第13期第2四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（9,745株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして24.69%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）及び対象者の所有する自己株式（平成24年2月10日現在の所有株式数813株、所有割合8.34%）の合計である3,219株を含む対象者普通株式を取得し、今般、対象者を持分法適用会社とすることを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を川崎氏及び対象者が所有する対象者普通株式の数と同数である3,219株（買付等を行った後における所有割合33.03%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限である3,219株に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、当社及び対象者は、本公開買付け後も対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を4,000株（買付等を行った後における所有割合41.05%）に設定しており、上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けにあたり、当社は対象者の株主である川崎氏（平成24年2月10日現在の所有株式数2,406株、所有割合24.69%）との間で、平成24年2月10日付で公開買付応募契約書（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。（本公開買付応募契約の概要については、下記（4）「本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。）

また、対象者が平成24年2月10日に公表した「あかつきフィナンシャルグループ株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び資本提携に関する基本合意書締結のお知らせ」

(参考資料)

及び「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、当社が対象者グループのメディアとしての独立性の確保を尊重していること、当社グループが対象者グループの投資関連情報や投資分析関連コンテンツ及び「日本証券新聞」をあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」といいます。）の顧客への情報提供のツールとして活用することが見込まれること、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることなどにより対象者グループの顧客向け投資情報サービスの向上が見込まれることなどを総合的に勘案し、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると判断し、全取締役4名のうち決議に参加した3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました（本基本合意書の概要については、下記（4）「本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。）。なお、当該自己株式の応募については、対象者が法の規定に基づき平成24年2月10日に有価証券通知書を提出しております。

さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付け応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から、上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、対象者の全監査役3名（社外監査役2名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、証券事業を中核とする持株会社であり、平成20年3月期より抜本的な組織・事業の再編に着手し、不採算事業からの撤退や不採算子会社の整理、遊休資産や低収益資産の売却等を進め、グループの再構築を図ってまいりました。さらに、平成22年10月に資本構成の再編を行い、独立した経営体制を確立するとともに、中核事業を担うあかつき証券の完全子会社化を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築いたしました。この資本再編により証券事業への集中を行い抜本的なグループの組織再編が完了いたしました。

現在の当社グループは、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。

中核事業を担うあかつき証券におきましても、平成20年6月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有する対面営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。

対象者は、平成11年12月にドリームバイザー・ドット・コム株式会社として個人投資家向け金融証券市場関連の情報の提供を目的に設立され、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業において高成長を遂げ、平成17年6月には東京証券取引所マザーズ市場へ上場を果たしました。その後、対象者は平成19年1月に株式会社日本証券新聞社（以下「日本証券新聞社」といいます。）を連結子会社化し、平成20年7月には対象者の情報配信事業を会社分割により日本証券新聞社に承継させ、商号をドリームバイザー・ホールディングス株式会社に変更し、持株会社体制に移行いたしました。

対象者グループは、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、新聞及び広告事業、その他事業（イベント事業・出版事業・投資信託評価事業）を展開しており、更に、昨今の金融市場の悪化による厳しい事業環境に対応するため、既存事業を補完する収益モデルを確立すべく、対象者グループのビジネス・リソースである業界紙の強みである取材力、編集・制作ノウハウ、投資支援アプリケーションの開発・提供において蓄積してきたノウハウ、記事・ニュース、書籍・刊行物、ウェブコンテンツ等の豊富なコンテンツを活用し、上場会社のIR講演会の受託開催等のIR事業や投資信託の評価やレーティングに関するリサーチ事業等に新たに取り組み、営業活動の拡大を図って

(参考資料)

おります。

このような環境の中、当社グループでは、中核会社であるあかつき証券の対面営業の更なる強化が重要な経営課題となっており、同社では、お客様の期待と信頼に応えるパートナーとして、お客様に最善のサービスを提供する為に十分なコミュニケーションを前提としたコンサルティング営業を重視しております。当該コンサルティング営業を強化し同業他社と差別化を図るためには、今まで以上に投資関連の情報の充実が不可欠であり、対象者グループが提供する投資関連情報や投資分析関連コンテンツ等はあかつき証券において顧客へ投資情報を提供するための営業ツールとして使用することが可能であります。また、対象者グループにおいても、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることができ、アプリケーション開発等に寄与できるものと考えております。また、対象者グループの主要事業の一つであります新聞及び広告事業につきましても、対象者グループが発行する「日本証券新聞」は一定の投資知識や投資経験を有する投資家をターゲットとしており、あかつき証券の顧客層と一致し、同社の顧客への情報提供として役立つものであります。更に、当社グループでは顧客への投資情報の充実のためリサーチ機能の強化が必要であり、対象者グループが既存事業を補完する収益モデルを新たに確立すべく取り組んでいるリサーチ事業をあかつき証券において活用することにより、良質かつ多様な投資情報を提供することができ、顧客サービスの向上が見込まれるものと考えております。対象者グループの主たる事業がメディアを含む投資関連情報を提供することであることを勘案し、対象者の独立性を確保しつつ、当社グループと対象者グループが協力関係を構築することにより、当社グループ及び対象者グループの顧客サービス充実等による収益機会の拡大が見込まれ企業価値の向上に繋がると判断し、平成24年2月10日開催の当社取締役会において本公開買付けを行うことを決議いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営体制については、当社の指名する代表取締役への変更を除き、基本的に現状の経営体制を維持する一方で、本公開買付け成立後に、当社から若干名の取締役を派遣する予定です。派遣する役員の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。また、本公開買付け成立後に、当社と対象者は、両社の業務提携や対象者グループの経費削減計画の実施し対象者の企業価値の向上を図る予定ですが、その具体的な詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公平性を担保するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所より、平成24年2月7日に提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。横山公認会計士事務所は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値の算定を行いました。なお、当社は横山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：21,300円から33,407円

類似会社比較法：22,040円から35,632円

DCF法：34,868円から44,830円

市場株価平均法では、本公開買付けに係る決議日（平成24年2月10日）の4営業日前である平成24年2月6日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における直近1ヶ月間の終値平均22,439円、直近3ヶ月間終値平均21,300円、直近6ヶ月間終値平均25,854円及び直近12ヶ月間終値平均33,407円（小数点以下を四捨五入。終値平均の算出において、以下同じとします。）を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,300円から33,407円と算定しております。

(参考資料)

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を22,040円から35,632円と算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を34,868円から44,830円と算定しております。

横山公認会計士事務所は、株式価値の算定に際して対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用されたそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社及び対象者から提出された財務予測（利益計画及びその他情報を含みます。）に関する情報については、当社及び対象者の経営陣より当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

当社は、横山公認会計士事務所から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本公開買付け応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉の結果を踏まえ、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、本公開買付け価格を普通株式1株当たり36,000円と決定いたしました。

本公開買付け価格である1株当たり36,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月9日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値34,950円、平成24年2月9日までの直近1ヶ月間終値平均24,804円及び平成24年2月9日までの直近3ヶ月間終値平均21,975円に対して、それぞれ3.00%、45.14%、63.82%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当しています。

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付け価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

中山公認会計士事務所は、対象者の依頼に基づき、対象者が提供した対象者の業績の内容等により、市場株価平均法及び純資産価額法による算定を行ったとのことです。対象者が中山公認会計士事務所から取得した平成24年2月9日付の株式価値評価算定書（以下「本株式価値評価算定書」）によると、それぞれの手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価平均法：21,975円から34,950円

純資産価額法：35,160円

市場株価平均法では、平成24年2月9日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における基準日終値34,950円、直近1ヶ月間の終値平均24,804円、直近3ヶ月間の終値平均21,975円及び直近6ヶ月間の終値平均26,144円を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,975円から34,950円と分析しているとのことです。

純資産価額法では、対象者の平成23年12月31日現在の簿価純資産価額を基に、対象者普通株式の1株あたりの株式価値を35,160円と分析しているとのことです。

対象者は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付け価格について検討した結果、買付け価格が純資産価額法における普通株式1株あたりの価値を上回り、かつ、市場株価平均法にお

(参考資料)

ける普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていることから、買付価格は妥当であると判断したとのことです。

③対象者における利害関係を有しない者による意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の社外取締役である山中一弘氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる対象者企業価値の向上の有無）、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか、(d)本公開買付け後に当社が新たに対象者の支配株主となる可能性と対象者の独立性について諮問を行ったとのことです。

山中一弘氏は、上記諮問事項について対象者から本公開買付けに係る当社の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年2月9日に対象者に対し、(a)本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、(d)本公開買付けの買付数量が上限で決定した場合には当社の所有割合が41.05%となり、新たに支配株主が存在することになる可能性があるものの、当社が対象者グループのメディアとしての独立性を尊重しており、相互に企業価値を高めていくことを提案していることから、当社の事業運営の独立性を損なうものではないとする意見書を提出したとのことです。

④対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、全取締役4名のうち決議に参加した取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議いたしました。

さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の皆様判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付け応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、対象者の全監査役3名（社外監査役2名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

①川崎氏との間の本公開買付け応募契約

当社は、平成24年2月10日付で川崎氏（平成24年2月10日現在の所有株式数2,406株、所有割合24.69%）との間で本公開買付け応募契約を締結しており、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。川崎氏の応募義務は、(i)当社の本公開買付け応募契約上の表明保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(ii)当社が川崎氏の応募以前に履行すべき本公開買付け応募契約上の義務（注2）を履行していること、(iii)対象者が本公開買付けに賛同表明していること、及び(iv)本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

（注1）本公開買付け応募契約においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)本公開買付け応募契約の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。

（注2）本公開買付け応募契約においては、当社は、(i)決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii)本公開買付け応募契約の義務違反又は表明保証違反による補償義務及び(iii)守秘義務を負っています。

(参考資料)

②対象者との間の本基本合意書

対象者は、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本基本合意書を締結することを決議いたしました。

本基本合意書において、当社と対象者は、対象者が、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること（注1）、及び対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することのほか、大要(i)本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(ii)本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する代表取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(iii)対象者は対象者の従業員の雇用継続につき合理的な努力を行うこと、(iv)本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、対象者グループの経費削減計画を決議すること、(v)本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、当社との業務提携契約の締結を決議すること（注2）、(vi)対象者は従前と実質的に同様である通常の営業の範囲内でのみその事業を遂行し、当社の事前の書面による同意なくして、一定の行為（株式等の発行、剰余金の分配、組織変更、定款変更、資金の借入れ等）は行わないこと等につき合意しております。

（注1）対象者の本公開買付けに対する賛同意見表明義務は、(i)当社の本基本合意書上の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、(ii)当社が当該賛同意見表明前に履行すべき本基本合意書上の義務を履行していること、及び(iii)本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

なお、本基本合意書においては、(i)存在の適法性・有効性、(ii)法令遵守、(iii)権利能力・行為能力、(iv)社内手続きの履践、(v)本基本合意書の執行可能性、(vi)法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii)反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。また、本基本合意書においては、当社は、(i)決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii)本基本合意書の義務違反又は表明保証違反による補償義務、(iii)守秘義務、及び(iv)開示及び公表の事前協議及び合意義務を負っています。

（注2）業務提携契約の内容の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

(5) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定

当社は、川崎氏が所有する対象者普通株式数2,406株（所有割合24.69%）及び対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）の合計である3,219株を含む対象者普通株式を取得し、対象者を持分法適用会社とすることを目的として本公開買付けを実施するため、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は買付予定数の上限を4,000株（買付等を行った後における所有割合41.05%）として本公開買付けを実施いたしますので、対象者普通株式は本公開買付け後も東京証券取引所マザーズ市場の上場を維持する方針です。

(参考資料)

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	ドリームバイザー・ホールディングス株式会社	
② 所在地	東京千代田区一ツ橋一丁目1番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 川崎 潮	
④ 事業内容	傘下の子会社の経営管理等を行う持株会社	
⑤ 資本金	613,602千円(平成23年12月31日現在)	
⑥ 設立年月日	平成11年12月6日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成23年12月31日現在)	川崎 潮	24.69%
	野村證券株式会社	3.90%
	目時 伴雄	3.49%
	株式会社毎日新聞社	3.46%
	増田 雄亮	2.05%
	田村 桂子	1.85%
	渡邊 研二	1.54%
	マネックス証券株式会社	1.41%
	奥山 泰	1.40%
	山下 博	1.38%
	(注) 対象者が所有する自己株式813株(8.34%)は含まれておりません。	
⑧ 公開買付者と対象者の関係等		
資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
人的関係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成24年2月10日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成24年2月13日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成24年2月13日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成24年2月13日(月曜日)から平成24年4月9日(月曜日)まで(40営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(参考資料)

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金36,000円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所より、平成24年2月7日に提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。横山公認会計士事務所は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値の算定を行いました。なお、当社は横山公認会計士事務所から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：21,300円から33,407円

類似会社比較法：22,040円から35,632円

DCF法：34,868円から44,830円

市場株価平均法では、本公開買付けに係る決議日（平成24年2月10日）の4営業日前である平成24年2月6日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における直近1ヶ月間の終値平均22,439円、直近3ヶ月間終値平均21,300円、直近6ヶ月間終値平均25,854円及び直近12ヶ月間終値平均33,407円（小数点以下を四捨五入。終値平均の算出において、以下同じとします。）を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,300円から33,407円と算定しております。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を22,040円から35,632円と算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を34,868円から44,830円と算定しております。

当社は、横山公認会計士事務所から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本公開買付け応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉の結果を踏まえ、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、本公開買付け価格を普通株式1株当たり36,000円と決定いたしました。

本公開買付け価格である1株当たり36,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月9日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値34,950円、平成24年2月9日までの直近1ヶ月間終値単純平均24,804円及び平成24年2月9日までの直近3ヶ月間終値単純平均21,975円に対して、それぞれ3.00%、45.14%、63.82%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた額に相当しています。

②算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

当社は、証券事業を中核とする持株会社であり、平成20年3月期より抜本的な組織・事業の再編に着手し、不採算事業からの撤退や不採算子会社の整理、遊休資産や低収益資産の売却等を進め、グループの再構築を図ってまいりました。さらに、平成22年10月に資本構成の再編を行い、独立した経営体制を確立するとともに、中核事業を担うあかつき証券の完全子会社化を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築いたしました。この資本再編により証券事業への集中を行い抜本的なグループの組織再編が完了いたしました。

(参考資料)

現在の当社グループは、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。

中核事業を担うあかつき証券におきましても、平成20年6月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有する対面営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。

対象者は、平成11年12月にドリームバイザー・ドット・コム株式会社として個人投資家向け金融証券市場関連の情報の提供を目的に設立され、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業において高成長を遂げ、平成17年6月には東京証券取引所マザーズ市場へ上場を果たしました。その後、対象者は平成19年1月に日本証券新聞社を連結子会社化し、平成20年7月には対象者の情報配信事業を会社分割により日本証券新聞社に承継させ、商号をドリームバイザー・ホールディングス株式会社に変更し、持株会社体制に移行いたしました。

対象者グループは、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業、新聞及び広告事業、その他事業（イベント事業・出版事業・投資信託評価事業）を展開しており、更に、昨今の金融市場の悪化による厳しい事業環境に対応するため、既存事業を補完する収益モデルを確立すべく、対象者グループのビジネス・リソースである業界紙の強みである取材力、編集・制作ノウハウ、投資支援アプリケーションの開発・提供において蓄積してきたノウハウ、記事・ニュース、書籍・刊行物、ウェブコンテンツ等の豊富なコンテンツを活用し、上場会社のIR講演会の受託開催等のIR事業や投資信託の評価やレーティングに関するリサーチ事業等に新たに取り組み、営業活動の拡大を図っております。

このような環境の中、当社グループでは、中核会社であるあかつき証券の対面営業の更なる強化が重要な経営課題となっており、同社では、お客様の期待と信頼に応えるパートナーとして、お客様に最善のサービスを提供する為に十分なコミュニケーションを前提としたコンサルティング営業を重視しております。当該コンサルティング営業を強化し同業他社と差別化を図るためには、今まで以上に投資関連の情報の充実が不可欠であり、対象者グループが提供する投資関連情報や投資分析関連コンテンツ等はあかつき証券において顧客へ投資情報を提供するための営業ツールとして使用することが可能であります。また、対象者グループにおいても、当社グループを通じて、エンドユーザーの投資情報ニーズを得ることができ、アプリケーション開発等に寄与できるものと考えております。また、対象者グループの主要事業の一つであります新聞及び広告事業につきましても、対象者グループが発行する「日本証券新聞」は一定の投資知識や投資経験を有する投資家をターゲットとしており、あかつき証券の顧客層と一致し、同社の顧客への情報提供として役立つものであります。更に、当社グループでは顧客への投資情報の充実のためリサーチ機能の強化が必要であり、対象者グループが既存事業を補完する収益モデルを新たに確立すべく取り組んでいるリサーチ事業をあかつき証券において活用することにより、良質かつ多様な投資情報を提供することができ、顧客サービスの向上が見込まれるものと考えております。対象者グループの主たる事業がメディアを含む投資関連情報を提供することであることを勘案し、対象者の独立性を確保しつつ、当社グループと対象者グループが協力関係を構築することにより、当社グループ及び対象者グループの顧客サービス充実等による収益機会の拡大が見込まれ企業価値の向上に繋がると判断し、平成24年2月10日開催の当社取締役会において本公開買付けを行うことを決議いたしました。

当社は、対象者から提出された対象者の財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得について分析、検討を進めるとともに、対象者及び川崎氏との間で協議を重ねてまいりました。その結果、当社は本公開買付価格を以下の経緯により決定いたしました。

i. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は横山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ii. 当該意見の概要

横山公認会計士事務所は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対

(参考資料)

象者普通株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：21,300円から33,407円

類似会社比較法：22,040円から35,632円

D C F 法：34,868円から44,830円

iii. 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は横山公認会計士事務所による対象者普通株式の株式価値の算定結果を参考として、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本公開買付応募契約の相手方である川崎氏との協議・交渉の結果を踏まえ、平成24年2月10日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり36,000円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公平性を担保するための措置)

i. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、当社が提示した買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、中山公認会計士事務所が対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないことから、株式価値算定において恣意性が働かないものと判断したため、中山公認会計士事務所を第三者算定機関に選定したとのことです。なお、対象者は中山公認会計士事務所から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

中山公認会計士事務所は、対象者の依頼に基づき、対象者が提供した対象者の業績の内容等により、市場株価平均法及び純資産価額法による算定を行ったとのことです。対象者が中山公認会計士事務所から取得した平成24年2月9日付の本株式価値評価算定書によると、それぞれの手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであります。

市場株価平均法：21,975円から34,950円

純資産価額法：35,160円

市場株価平均法では、平成24年2月9日を基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における基準日終値34,950円、直近1ヶ月間の終値平均24,804円、直近3ヶ月間の終値平均21,975円及び直近6ヶ月間の終値平均26,144円を基に株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を21,975円から34,950円と分析しているとのことです。

純資産価額法では、対象者の平成23年12月31日現在の簿価純資産価額を基に、対象者普通株式の1株あたりの株式価値を35,160円と分析しているとのことです。

対象者は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討した結果、買付価格が純資産価額法における普通株式1株あたりの価値を上回り、かつ、市場株価平均法における普通株式1株あたりの価値の範囲の上限を上回っていることから、買付価格は妥当であると判断したとのことです

ii. 対象者における利害関係を有しない者による意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の社外取締役である山中一弘氏に対し、(a)本公開買付けの目的の公正性（本公開買付けによる対象者企業価値の向上の有無）、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手の公正性、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか、(d)本公開買付け後に当社が新たに対象者の支配株主となる可能性と対象者の独立性について諮問を行ったとのことです。

山中一弘氏は、上記諮問事項について対象者から本公開買付けに係る当社の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年2月9日に対象者に対し、(a)本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされており、(d)本公開買付け

(参考資料)

の買付数量が上限で決定した場合には当社の所有割合が41.05%となり、新たに支配株主が存在することになる可能性があるものの、当社が対象者グループのメディアとしての独立性を尊重しており、相互に企業価値を高めていくことを提案していることから、当社の事業運営の独立性を損なうものではないとする意見書を提出したとのことです。

iii. 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、全取締役4名のうち決議に参加した3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議いたしました。

さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付け応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、対象者の全監査役3名（社外監査役2名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

③算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である横山公認会計士事務所は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,000株	3,219株	4,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,300株、買付等を行った後における所有割合33.03%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対処者は、対象者の所有する自己株式813株（所有割合8.34%）について、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議しております。なお、当該自己株式の応募については、対象者が法の規定に基づき平成24年2月10日に有価証券通知書を提出しております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	4,000個	(買付け等後における株券等所有割合41.05%)
対象者の総株主の議決権の数	8,932個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（4,000株）に係る議決権の数を記載しております。

(参考資料)

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成24年2月10日提出の第13期第2四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。
- (注3) 対象者は、対象者の所有する自己株式813株(所有割合8.34%)について、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議しております。なお、当該自己株式の応募については、対象者が法の規定に基づき有価証券通知書を提出しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 144百万円

(注) 買付代金は、買付予定数(4,000株)に本公開買付け価格(1株当たり36,000円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

②決済の開始日

平成24年4月16日(月曜日)

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,300株、買付等を行った後における所有割合33.03%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,000株、買付等を行った後における所有割合41.05%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨

(参考資料)

五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 あかつき証券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目16番3号
（その他のあかつき証券株式会社各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(参考資料)

⑦公開買付けの結果の開示方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成24年2月13日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目16番3号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社は、平成24年2月10日付で川崎氏（平成24年2月13日現在の所有株式数2,406株、所有割合24.69%）との間で本公開買付応募契約を締結しており、その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。川崎氏の応募義務は、(i) 当社の本公開買付応募契約上の表明保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(ii) 当社が川崎氏の応募以前に履行すべき本公開買付応募契約上の義務（注2）を履行していること、(iii) 対象者が本公開買付けに賛同表明していること (iv) 本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

（注1）本公開買付応募契約においては、(i) 存在の適法性・有効性、(ii) 法令遵守、(iii) 権利能力・行為能力、(iv) 社内手続きの履践、(v) 本公開買付応募契約の執行可能性、(vi) 法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii) 反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。

(参考資料)

(注2) 本公開買付応募契約においては、当社は、(i) 決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii) 本公開買付応募契約の義務違反又は表明保証違反による補償義務及び(iii) 守秘義務を負っています。

対象者は、平成24年2月10日開催の対象者取締役会において本公開買付けに関する当社の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、対象者の所有する自己株式813株(所有割合8.34%)について本公開買付けに応募することを決議しており、併せて平成24年2月10日付で当社と本公開買付けに対する本基本合意書を締結することを決議いたしました。さらに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、現時点において、当社及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役会長である川崎氏は、当社と本公開買付応募契約を締結し、同氏が所有する対象者普通株式について本公開買付けに応募することに合意しているため、利益相反の観点から、上記の決議のための審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、対象者の全監査役3名(社外監査役2名を含みます。)のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

本基本合意書において、当社と対象者は、対象者が、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること(注1)、及び対象者の所有する自己株式813株(所有割合8.34%)について本公開買付けに応募することのほか、大要(i) 本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(ii) 本公開買付け成立後、対象者は当社が指名する代表取締役を選任するために必要な手続きを行うこと、(iii) 対象者の従業員の対象者における雇用継続につき合理的な努力を行うこと、(iv) 本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、対象者グループの経費削減計画を決議すること、(v) 本公開買付け成立後に開催される対象者取締役会において、当社との業務提携契約の締結を決議すること(注2)、(vi) 従前と実質的に同様である通常の営業の範囲内でのみその事業を遂行し、当社の事前の書面による同意なくして、一定の行為(株式等の発行、剰余金の分配、組織変更、定款変更、資金の借入れ等)は行わないこと等につき合意しております。

(注1) 対象者の本公開買付けに対する賛同意見表明義務は、(i) 当社の本基本合意書上の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、(ii) 当社が当該賛同意見表明前に履行すべき本基本合意書上の義務を履行していること、及び(iii) 本公開買付けが撤回されていないことを前提条件としております。

なお、本基本合意書においては、(i) 存在の適法性・有効性、(ii) 法令遵守、(iii) 権利能力・行為能力、(iv) 社内手続きの履践、(v) 本基本合意書の執行可能性、(vi) 法令・内部規則・契約違反の不存在等及び(vii) 反社会的勢力との交流の不存在が当社の表明保証事項とされております。また、本基本合意書においては、当社は、(i) 決済日までの間に当社の表明保証事項に変更が生じた場合にはその内容を通知する義務、(ii) 本基本合意書の義務違反又は表明保証違反による補償義務、(iii) 守秘義務、及び(iv) 開示及び公表の事前協議及び合意義務を負っています。

(注2) 業務提携契約の内容の詳細については、本公開買付け成立後に検討することを予定しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

以上